

事務連絡
令和6年2月8日

各障害福祉サービス事業所等運営法人代表者様
(中核市所在事業所を除く)

富山県厚生部障害福祉課長
(公印省略)

令和5年度富山県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金について(2次募集)

このことについて、富山県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱(別添)に基づく補助金の交付を希望される場合は、下記のとおり関係書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 交付申請及び実績報告書(様式第1号)
- (2) 施設・事業所別精算額一覧(様式第1-2号)
- (3) 施設・事業所別個票1(様式第1-3号)及び別紙
- (4) 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (5) その他参考資料(領収書、緊急雇用やリース等契約書、勤務体制・勤務実績がわかる職員名簿、割増賃金・手当等の明細書、利用者の対応記録など補助申請に係る証拠資料一式。全て写し。)
※A4サイズに満たない書類がある場合は、A4用紙への貼付又は印刷し、左上をダブルクリップで留めて提出願います。
- (6) 口座情報届出書

2 提出期限

令和6年3月1日(金)

※申請受付後、先着順に補助金の交付決定を行います。予算額に達し次第、受付及び交付決定を終了します。

※令和5年度に既に申請している場合においても、複数回、感染者等が発生した事業所等は、基準額の範囲内で、再度、申請することができます。

3 提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県厚生部障害福祉課自立支援係

※封筒に「サービス継続支援事業費補助金関係」と記載願います。

4 留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者に対応した障害福祉サービス等事業所や感染症発生施設への応援職員の派遣を行った施設等が対象となります。
- ・障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは、補助対象外と

なります。

- ・ 県、国の要綱及びQ&Aを熟読したうえで、申請をお願いします。
 - ☞ 継続支援事業及び協力支援事業については、別紙の対象経費が限定的に列挙されておりますので、ご確認ください。
 - ☞ 継続支援事業について、障害者支援施設等が自費で検査を実施した費用を申請する場合には、①先に行政検査を依頼したが対象外とされたことや、②感染者が確認されていないこと（ただし、陽性者の確認されるまでに実施した自費検査費用は対象）等が要件となっているほか、通所利用者は対象外となっていますので、ご確認ください。
 - ☞ 対象経費は、4月1日以降であれば、対象となりますが、感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる以前に要した経費（例えば、あらかじめ購入した衛生用品に係る経費）は対象外です。
 - ☞ 休業により、職員を自宅待機させている期間の賃金や休業手当は、補助対象外です。
 - ☞ 応援職員に対する割増賃金は、派遣元で負担する場合に対象となります。
- ・ 支払い時期は令和5年度末を予定しています。
- ・ 支援事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、令和7年6月30日までに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）」により報告してください。

事務担当：自立支援係 高島

Mail: yusei.takashima@pref.toyama.lg.jp

TEL : 076-444-3212 FAX : 076-444-3494